

サプライチェーンマネジメントの推進



方針

三井物産は、世界中で多岐にわたる事業を展開する中で、多様なサプライチェーンを構築しています。川上から川下まであらゆる位置付けで機能・サービスを提供しており、サプライヤーは約20,000社に上ります。当社ではサプライチェーンにおけるさまざまな課題の解決に向け、法令遵守、人権尊重、労働安全衛生の確保、環境負荷の低減、商品・サービスの安全・安心の確保等に配慮し、サプライヤーと共に社会の要請に応えていきます。

サプライチェーンにおける課題の把握と解決を目指して、当社は2007年12月に「サプライチェーンCSR取組方針」を策定し、サプライヤーに対して当社が遵守に努める項目の周知を図るとともに、同方針への理解と実践を要請してきました。また、社会の期待・要請の変化に応じて方針を見直しながら、その遵守と実践に取り組んでいます。今後もサプライチェーンにおけるさまざまな課題を見据えつつ、取引形態、国・地域、業界の特性を踏まえてリスクの高い重点分野を抽出し、サプライチェーンマネジメントの強化に努めます。

サプライチェーンCSR取組方針

1. 三井物産は、事業活動を通じて関与するサプライチェーンが抱える課題の把握に努め、ステークホルダーの意向を尊重しながら、その解決に向けて働きかけることで、持続可能な社会の構築への貢献を目指します。
2. 三井物産は、サプライヤーをはじめとする取引先に対して、以下に掲げる項目の理解と実践を求め、サプライチェーンの組織的な能力の向上を支援します。
 - (1) 当該国における法令遵守、国際的なルール・慣行に配慮した公正な取引および腐敗防止を徹底する。
 - (2) 人権を擁護し、人権侵害に加担しない。
 - (3) 雇用における差別を行わない。
 - (4) 従業員の団結権及び団体交渉の権利を尊重する。
 - (5) 従業員の労働時間、休日、休暇を適切に管理し、不当な長時間労働を禁止する。^{*1}
 - (6) 強制労働・児童労働・不当な低賃金労働・身体的懲罰・各種ハラスメントを防止する。^{*2}
 - (7) 労働・職場環境における、安全・衛生を確保する。
 - (8) 地球環境の破壊と汚染を防止する。^{*3}
 - (9) 商品・サービスの安全・安心を確保する。
 - (10) 上記に関する、適時・適切な情報開示を行う。

*1：(5)においては、過度な労働時間の削減への対応を含みます。

*2：(6)においては、各事業実施国・地域において最低賃金を超えた生活賃金の確保への対応を含みます。

*3：(8)においては、エネルギー使用・温室効果ガス排出を含む気候変動課題・水使用・生物多様性への影響・資源の有効利用・廃棄物削減への対応を含みます。

「サプライチェーンCSR取組方針」への対応状況

体制

活動

SDGs: 8.7、8.8、10.2、12.4、12.7、16.5

サプライヤーとの双方向のコミュニケーションを重視しながら、本方針に基づいたアンケートや実態調査に取り組んでいます。

サプライヤー宛書状の送付

2009年3月期から、当社営業本部、海外拠点および当社子会社の全サプライヤーに対し、本方針への理解と協力を要請する書状(日本語・英語・中国語・フランス語・スペイン語・ポルトガル語)の送付を継続しており、当社方針の周知を図っています(累計約50,000社)。また、隔年で、その出状状況を確認する社内調査を実施しています。

対象期間	新規サプライヤーへの出状送付数
FY2014-FY2015	6,130社
FY2016-FY2017	7,130社
FY2018-FY2019	4,752社

サプライヤーアンケートの実施

サプライヤーとの双方向のコミュニケーションを重視し、必要に応じて共同して改善策を検討していくことで信頼関係の構築とサプライチェーンマネジメントの一層の強化を図っていきます。そのために、当社および当社子会社のサプライヤーにおいて、当社「サプライチェーンCSR取組方針」の実践状況と、「人権・労働」「安全衛生」「ビジネス倫理」「環境管理」等に関わる各社の方針の有無を問うアンケート調査を、定期的の実施しています。2012年3月期から開始し、その後2015年3月期からは、対象を全事業分野のサプライヤーに広げ、その中から主要サプライヤーを抽出してアンケート調査を実施しています。

	アンケート対象社数
FY2015	72社
FY2016	39社
FY2017	50社
FY2018	68社
FY2019	74社

サプライヤー実態調査

サプライヤーアンケートに加え、「サプライチェーンCSR取組方針」の遵守事項に沿ったチェックリストに基づき、サプライヤーの責任者との面談や製造現場の視察を行うことで実態調査を実施し、必要に応じた助言・指導を行っています。

2015年3月期から調査を開始し、2019年3月期には、水産物調達先を対象に、当社の出資先および調達先であるチリのサーモン養殖・加工・販売会社、Salmones Multiexport S.A.および飼料会社を訪問し、1件の実態調査を実施しました。「環境管理」「人権・労働」「法令遵守」「品質管理とトレーサビリティ」の項目を中心に調査を行いました。問題事項は認められませんでした。

	調査対象先
FY2015	食品原料調達先(コーヒー豆)
FY2016	製紙資源調達先(ウッドチップ)
FY2017	食品原料調達先(りんご果汁)
FY2018	油脂化学製品調達先(オレオケミカル)
FY2019	水産物調達先、飼料会社(サーモン)

リスク評価の実施

体制 活動

SDGs: 8.7, 8.8, 10.2, 12.4, 12.7, 13.3, 15.1, 16.5

新規サプライヤーとの取引に当たっては、「サプライチェーンCSR取組方針」に基づくさまざまな社会課題(気候変動等の環境課題を含む)に対する事前のリスク評価を実施しており、全サプライヤーに本方針への理解を要請しています。既存事業およびその該当サプライヤーに対しても「サプライチェーンCSR取組方針」にのっとり、定期的なサプライヤーアンケートの実施を通じ、気候変動、生物多様性、環境管理、人権、労働環境等の社会課題に関する事業の実態把握および高リスクのサプライヤーの特定に努めています。

一方、サプライチェーンにおける人権・労働等の問題への感度を高め、問題の発生を未然に防ぐため、社員の意識啓発・研修を継続的に実施しています(2019年3月期の受講者数:120名)。

	研修受講者数
FY2017	101名
FY2018	35名
FY2019	120名

サプライヤー実態調査の内容(養殖サーモン調達)

体制 活動

SDGs: 8.7, 8.8, 10.2, 12.7, 14.4, 16.5

当社は、「サプライチェーンCSR取組方針」の遵守事項に沿ったチェックリストに基づき、調達先の責任者との面談や現場視察を行うことで、サステナビリティへの取り組み状況を調査しています。

2019年3月期は、当社の出資先および調達先であるチリのサーモン養殖・加工・販売会社、Salmones Multiexport S.A.(以下、Salmex)の淡水/海水養殖場、加工工場、および飼料会社1社を訪問し、実態調査を行いました。Salmexは主力製品であるアトランティックサーモンを含むサーモンの養殖から販売までを一貫して行っており、ヘルシーなタンパク源の需要が高まる中、米国を中心に、ブラジル、日本、中国ほかアジア各国にサーモンを輸出しています。

陸上の淡水養殖設備、海上の生簀双方を訪問し、中央制御室、給餌設備、養殖用水循環設備を視察、また加工工場では、加工・出荷ラインのほか、身色識別センサー、燻製設備、什器洗浄エリア等を視察し、管理責任者や従業員へのインタビューを通じて、「環境管理」「人権・労働」「法令遵守」「品質管理とトレーサビリティ」の側面について調査を行いました。飼料工場では、工場内加工設備のほか、保管倉庫、中央制御室、品質管理室を視察し、管理責任者や従業員へのインタビューを通じて環境面、労働・安全、さらにはトレーサビリティの視点における取り組みが確りと行われていることを確認しました。

今回の実態調査の結果、いずれの項目についても適正に対処がなされており、「サプライチェーンCSR取組方針」において定められる事項は充足していることが確認できました。



Salmex本社

サプライヤー実態調査結果

環境管理

- 排水:工場排水は構内の排水処理施設で有機物を濾過する等の処理を行い、排水基準への適合を確認してから地域の処理場への排水を行っている(加工工場)。
- リサイクルの取り組み:段ボール/紙、加工残渣、プラスチックのみならず、加工工場の廃液処理システムから発生する廃棄物は、委託業者により、それぞれリサイクル処理されている(加工工場)。

サプライチェーンマネジメントの推進

- 気候変動対応：2018年3月期から温室効果ガスの測定を開始、2021年3月期に2018年3月期比20%の削減を目標として設定。養殖場で使用されるディーゼル燃料ほか、プロセスごとにエネルギー使用量をモニタリングできるシステムを構築している(全社)。
- 水使用：プロセスごとの水使用量を測定できるシステムを導入している(養殖場、加工工場)。
- 薬剤の使用：抗生物質の使用は政府・業界が一体となり削減の取り組みを進めており、業界全体では米国の有力環境認証団体であるMonterey Bay Aquariumとのパートナーシップの下2025年までに2017年比50%削減を目標として設定している。なお、Salmexではワクチン接種、強い個体の早期選別等の対策により、2018年12月期は2016年12月期比約4割減(358g/収穫トン)を実現している(全社)。
- 生物多様性への配慮：海上養殖ネットの破損か所から逃げ野生化するのを防ぐため、定期的にケージの状態を確認しており、ここ数年ケージからの逸失はゼロとなっている。また、アシカ科海生動物等による設備の破損、原魚の食害、脱走・野生化を防ぐため、ネットの二重化等の対策を施している。遠隔操作式自動給餌システムを導入することで、海面下から最適な供餌量のモニタリングを行い、海底への餌の堆積を最小化する取り組みを行っている。養殖終了後は法規制で3か月の休止期間が義務付けられるほか、期間終了時の海底の溶存酸素量の下限が厳格に規定され、環境の浄化回復が確認された後に次サイクルの養殖許可が下りる。休止を含め生態系に十分配慮した養殖活動を行っており、106ある海上養殖権取得区域のうち、現在養殖活動を行っている区域は約40となっている(養殖場)。



海水養殖場

人権・労働

- 労働時間：養殖場では、9時間の2交代制を導入、ワクチン投与等の特殊業務を除く日常業務はすべて正社員で対応している(養殖場)。
- 働きやすい環境の整備：直線的で効率化された生産ラインを実現、床面は常に清掃を実施、清潔で高い安全性を保っている(加工工場)。
- 安全衛生：ラボ入室時は専用の白衣、マスクの着用はもとより、入出時には粘着テープによる異物除去と消毒を徹底している(加工工場)。

- 労働安全：安全衛生委員会を毎月実施、決定事項は掲示板で掲載し共有するほか、安全衛生の専門家が週1回巡回確認を行う等安全操業を徹底している。緊急時の目の洗浄キット、担架を各所に配備している(全社)。
- 雇用：保険システムに加入し、家族に対し従業員と同様の医療サポートを行っている(全社)。



スモーク工程での目の洗浄(安全)キット

法令遵守

- OHSAS18001*、ISO14001*、ISO9001*をはじめBAP、Global GAP、MSC等、環境、品質、労働安全、トレーサビリティに関する各種認証を取得。労働時間・就業等に関する各地域法令、操業ライセンスが遵守されている(全社)。

*：養殖場および工場運営・管理が対象となる認証。

品質管理とトレーサビリティ

- 品質管理：毎月生簀ごとに約300匹のサンプルを採取、育成状況を確認(養殖場)。検査体制を確立するためISO17025を取得し、検査機器の精度を確認するシステムを導入、また、自動身色チェック装置を導入する等徹底した品質管理が行われている(加工工場)。
- トレーサビリティ：原卵段階から、生産者、産卵日、孵化ケース番号等のデータを管理(養殖場)。飼料は、納品形態であるフレコンバックごとにロット番号を付与、納入先、成分詳細データ、原料の調達先等の情報を管理するシステムを導入している(飼料工場)。

サプライヤー実態調査を行って

チリにおけるサーモン養殖は、1990年初頭以降本格化し、世界でも1、2位を争う輸出大国になっています。その間、魚病・防疫体制を確立する一方、政府・業界が一体となり薬剤使用の削減に取り組んできた結果、大きな成果を上げており、Salmex個社としてもさらなる削減へ取り組んでいます。また、飼料における天然魚由来原料(魚粉)の使用も大豆かす等の原料代替により大幅に減少してきており、近年では飼料に占める魚粉の配合比は10%を切る水準にあります。

良質かつ安全・安心なタンパク源の需要が世界的により一層高まる中、地域社会、周辺住民、および生態系に配慮した持続可能な水産業の発展を目指し、当社とサプライヤーが継続して協力していきたいと考えています。

事例紹介：サプライチェーンの課題の把握と解決のために

アパレルにおけるサプライチェーンマネジメント

アパレル事業

各種繊維原料、資材、織編み物の貿易およびアパレル服飾雑貨の生産調達事業を担う当社子会社の三井物産アイ・ファッション株式会社（以下、MIF）は、お客さま、取引先、従業員、さらには消費者、地域社会等のステークホルダーから信頼される企業となることを目指し、サプライチェーン上のCSR活動を継続的に推進し、環境価値創造に向けた事業の推進、人権マネジメントに関わる取り組み等を行っています。グローバルパートナーシップの下、課題解決に真摯に取り組み、社会と共存しながら持続可能な成長を実現していきます。

サプライチェーンCSR活動

環境価値創造

環境に配慮し安全で機能性の高い繊維関連商品の開発・販売に携わるとともに、bluesign®*1、Global Recycle Standard (GRS)*2の認証を取得し、世界的にも厳しいといわれる同環境基準への適合性を維持しています。

bluesign®の認証取得に当たり、MIFが協業する国内外の取引工場においても、環境のみならず労働者に対する全般的な配慮が求められており、児童労働や強制労働、差別の排除、結社の自由、労働安全衛生の確保等の基準をクリアすることが義務付けられています。

*1：持続可能な加工および製造におけるソリューションを業界やブランドに提供する総合的なシステムです。

*2：リサイクル含有物、加工流通過程管理、社会および環境慣行、および化学規制の第三者認証の要件を設定する、国際的で自発的な完全製品基準です。

労働安全衛生・労務管理、人権マネジメント

MIFは、国内外のお客さまの要請に応えるため、取引工場情報の一元化および技術指導等の実施、MIF品質管理体制の構築を目的として、2015年4月から、対応組織の設置、品質管理レベルの数値化、人権に配慮した労務管理等のMIF工場チェックシートへの付加等、サステナビリティ対応を強化しています。加えて、監査の重要ポイントである「安全衛生分野」「労務管理分野」に関し、お客さまが実施するCSR監査（定期監査・新規監査）前に、国内縫製工場に対してお客さまの基準での重大案件の有無を確認・対処し、認定取得（合格）するまでの支援を適宜実施しています。

労働安全衛生では、適正な通路や非常口の確保、避難路や避難訓練の実施、消防設備（消火器・消火栓）の配置、安全設備、化学品の管理、従業員意見の収集・ホットライン等の導入支援を行っ

ています。労務管理では、児童労働・強制労働、ハラスメント・人権侵害・差別・懲罰（罰則金）の有無、最低賃金の保証、適正な労働時間（休日・長時間労働の禁止）、団結権・団体交渉権の権利等の確認と改善支援を、国内縫製工場に対して実施しています。さらに、外国人技能実習生の管理状況の実態調査と必要に応じた改善支援を、国内縫製工場に対して実施していく予定です。



通路の適正確保

持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み

MIFは、2019年3月期にSDG Compassにのっとり、17の目標からサプライチェーン上の経営課題（マテリアリティ）の特定を行いました。

STEP1：SDGsを理解する

一般社団法人The Global Alliance for Sustainable Supply Chain（以下、ASSC）によるセミナー「持続可能な開発目標へ向けた取り組み」を開催

STEP2：優先課題を決定する

事業領域ごとにSDGsの17目標に対応する169のターゲットから、過去から現在までに認識されるビジネスリスクおよび現在から未来に予想されるビジネス機会を選定

STEP3：目標を設定する

MIF経営層による課題特定の討議

STEP4：経営へ統合する

経営へ統合し、社内外への開示に向けて対応中

事例紹介：サプライチェーンの課題の把握と解決のために

MIFのマテリアリティ	取り組みテーマ	SDGsへの対応
バリューチェーンにおける人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンに関わるすべての企業における人権尊重の実現 取引先工場へのチェック機能を強化し、強制労働、児童労働等の人権侵害の根絶に取り組む 外国人労働者の人権尊重に取り組む 	
商社としてのつなぐ役割	<ul style="list-style-type: none"> 国や地域を超えてバリューチェーンに関わるすべての企業の持続可能な開発目標 (SDGs) への対応を支援する 環境に配慮した素材や商品の開発、製造、販売をリードする 	
水の安全と環境保護	<ul style="list-style-type: none"> 有害染料使用根絶、工場排水の浄化に取り組む 水の使用を99%削減できる染色方法の採用 	
リサイクル・再利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> フッ素撥水材の使用削減に取り組む 有害物質の廃棄を削減する リサイクル素材、サステナビリティ素材の開発 	

MIFサプライチェーンCSR沿革

2008年10月	「サプライチェーンCSR取組方針」を策定。国内外の製造工場を含む仕入先に同方針への理解を求め、「理解確認書」の取得を開始。
2014年 8月	国内製造工場93社を対象に、外国人技能実習制度の活用状況に関するアンケートを実施。国内外の製造工場を含む仕入先に同方針を「理解し遵守する」ことを求め、「遵守確認書」の取得を開始。
2015年 1月	国内外の製造工場26社への同方針の遵守状況に関するCSRセルフチェックを実施。
2015年 9月	「理解確認書」取得済みの仕入先に対して「遵守確認書」への切り替えを要請。
2017年 2月	2008年10月に策定した「サプライチェーンCSR取組方針」を7項目から10項目に変更。
2018年 7月	サプライチェーン上の環境・社会的課題の解決を通じて企業行動を変えるために、一般社団法人The Global Alliance for Sustainable Supply Chain (ASSC)へ加入。
2019年 3月	SDG Compassのプロセスに従い、SDGs17の目標から4つの目標を経営課題として掲げ、社内外への開示に向けて対応中。 国内仕入先4,226社、海外仕入先1,328社、合計5,554社より「サプライチェーンCSR取組方針」への「確認書」を取得、理解を取り付け済み。

油脂化学製品安定供給のための取り組み

油脂化学品調達事業

SDGs: 7.2、8.5、8.7、8.8、10.2、12.2、12.5、12.8、15.1、15.2、15.5

油脂化学製品(オレオケミカル)は、天然油脂であるパーム油およびパーム核油を原料として製造される脂肪酸等の製品で、洗剤、シャンプー等の日用品やさまざまな工業製品の原料として幅広く利用されています。当社は、高品質なオレオケミカルの持続可能な調達のため、2018年3月にマレーシア製造会社の工場および調達農園を第三者の専門家と共に訪問し、「サプライチェーンCSR取組方針」の遵守事項に沿ったチェックリストに基づき実態調査を行いました。

製造会社の工場では製造工程、品質管理ラボ、制御室、貯蔵庫、パッキング工程、排水処理場、従業員食堂を視察、管理責任者や従業員へのインタビューを通じて、「環境管理」「人権・労働」「法令遵守」「品質管理とトレーサビリティ」の側面について調査、パーム農園では、プランテーション、搾油工場、バイオマス発電プラントを視察したほか、インタビューを通じて環境面や労働・安全面における取り組みを調査し、いずれも適正な管理・運営が行われていることを確認しました。

訪問したサプライヤーは、RSPOの設立初期からのメンバーである大手企業で、RSPOのみならず、ほかの基準に沿った適切な管理、安全な操業を行っています。また、農園では、副産物を使ったバイオマス発電による温室効果ガスの削減、効果的な動植物の利用による害虫駆除時の農薬の使用削減、農園内に設置した人工巣による在来種のメンクロウの保護・繁殖等、環境、生物多様性に配慮した取り組みも積極的に行っています。



オレオケミカル製造会社の工場



まだ4~5年の若木のパーム。収穫は植樹後3年から25年目頃まで

事例紹介：サプライチェーンの課題の把握と解決のために

品質、安全、環境、労働に配慮した茶葉の調達

食品原料事業

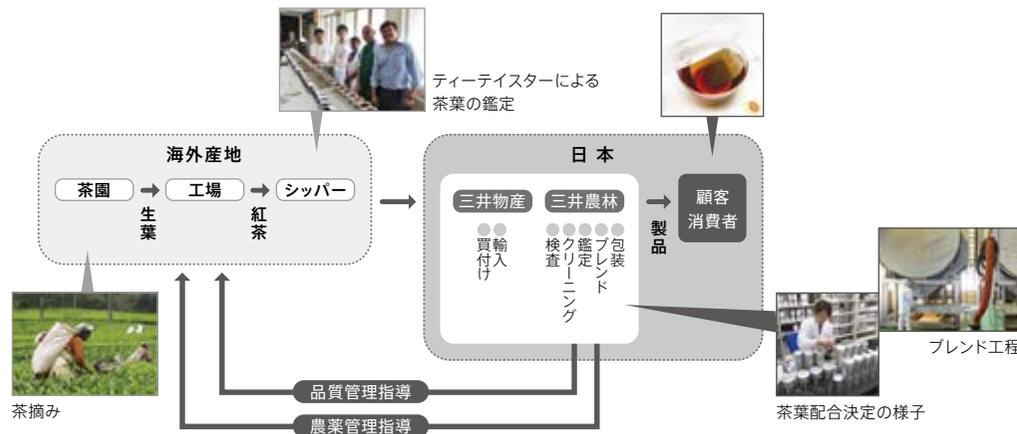
SDGs：2.2、3.9、7.2、8.5、8.7、8.8、10.2、12.4、12.5

日東紅茶ブランドを展開する当社子会社の三井農林株式会社は、世界各地から原料茶葉を調達してブレンドし、製品の開発・製造を進めています。顧客ニーズに応じた製品を提供するためには、各産地から品質の高い茶葉を安定的に調達する必要があります。現在、インド、スリランカ、ケニア、インドネシア等の6か国、約430の茶園から茶葉を調達しており、レインフォレスト・アライアンス*やHACCPに基づく管理、フェアトレード、有機栽培に取り組む等、品質と安全、自然環境、労働環境に配慮する生産者を優先的に指定茶園としています。

例えば、インド・ダージリン地方のある生産者は、茶園労働者の環境改善や収益改善のために、ショウガやオレンジ等の有機栽培やハチミツ生産に取り組んでいるほか、園内に小型水力発電を導入し、管理・運営を労働者に委託しています。また飼育する乳牛の牛糞を肥料として活用することで環境負荷の低減を図るとともに、乳牛から得られたミルクを労働者の子どもに提供する等、労働者の生活環境の改善にも努めています。2017年8月には約70年にわたる取り組みが評価され、スリランカのプランテーション産業大臣から大臣表彰を受賞する栄誉を受けました。

当社と三井農林は、バリューチェーンのあらゆる段階で徹底した品質管理に取り組んでおり、原料受け入れから製造、検査、出荷、納品まで製品に関わる全段階でトレーサビリティシステムを

紅茶の製造販売事業におけるバリューチェーン



確立しています。産地では、両社の担当者が各茶園を直接訪問し、育成環境、品質管理、農業管理等を定期的にチェックしています。農業管理については、茶園での調査・確認だけでなく、茶葉の残留農薬検査を定期的に外部機関で実施しています。

*：レインフォレスト・アライアンス認証マークは、農業、林業、観光業の事業者が監査を受け、環境・社会・経済面のサステナビリティを義務付けた基準に準拠していると判断されたことを意味します。

法令遵守と森林認証制度による信頼性の向上

森林資源事業

SDGs：3.9、8.5、8.7、8.8、10.2、12.2、12.4、12.8、13.3、15.1、15.2、15.4、15.5

違法伐採による森林の減少、生物多様性や森林生態系の減少・劣化は世界的に深刻な状況であり、大きな環境問題となっています。日本は違法伐採対策として、2006年から、グリーン購入法により政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を開始しました。

住宅建材や製紙資源等、木材製品の安定供給を担う当社では、世界各地のさまざまな取引先の協力の下、違法に伐採された木材が含まれないよう、取引に当たってはその合法性の確認に努めています。

例えば、オーストラリアの森林資源事業においては、世界的な二大森林認証であるFSC® (Forest Stewardship Council) (FSC®-C107463)やPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)に基づく環境管理・運用手順書を整備し、信用できる植林業者を選定しているか、薬剤による土壌汚染等の自然破壊を起こしていないか、伐採跡地の適切な処置義務を果たしているか等を定期的にチェックしています。また、2014年には、オーストラリアのみならず、チリの森林資源事業Trans Pacific Fibre社においてもFSC® (FSC®-C124327)およびPEFC認証を取得しました。

環境保全意識の浸透により、木材製品や紙製品の購入に当たり、森林認証マークの付いた製品を選ぶ企業や消費者が増えています。当社は事業パートナーやメーカー各社と連携し、FSC®認証やPEFC認証を有するサプライチェーンの拡充を進め、環境保全意識の高まりに応える製品づくりに貢献していきます。



ウッドチップ加工工場 (西オーストラリア州バンバリー)